

議 案

〔 令 和 4 年 9 月 28 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第70号 水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて

市議会議案第70号

水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、次の者を水戸市教育委員会の委員に任命したいので同意を得たい。

鬼 澤 真 寿

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条第2項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

議 案

〔令和4年9月28日〕
第3回水戸市議会
定例会追加

市議会議案第71号 水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第71号

水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、次の者を水戸市公平委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

田 中 美 和

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2第2項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議 案

〔 令 和 4 年 9 月 28 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第72号 水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第72号

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

水 庭 清 隆

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議 案

〔令和4年9月28日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第73号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第73号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

陶 山 二 郎

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔令和4年9月28日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第74号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第74号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき，次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

今 関 裕 夫

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は，市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は，委員が互選する。

議 案

〔令和4年9月28日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第75号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第75号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき，次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

鈴木 大 輔

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は，市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は，委員が互選する。

議 案

〔令和4年9月28日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第76号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第76号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき，次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

荒 井 宰

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は，市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は，委員が互選する。

議 案

〔令和4年9月28日〕
第3回水戸市議会
定例会追加

市議会議案第77号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第77号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき，次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

大 内 康 弘

令和4年9月28日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は，市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は，委員が互選する。